

○官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領

	平成31年3月20日	国営管第408号
	令和3年3月10日	国営管第523号
	令和3年3月30日	国営管第590号
	令和4年12月2日	国営管第385号
	令和5年2月20日	国営管第506号
	令和5年2月28日	国営管第506号-2
最終改正	令和7年2月26日	国営管第493号

大臣官房官庁営繕部長 から

大臣官房官庁営繕部管理課長 あて

官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領

(目的)

第1 官庁営繕部工事請負業者選定要領（昭和42年7月1日付け建設省営管第845号。以下「選定要領」という。）第2第二号の総合点数の算定については、この要領の定めるところによるものとする。

(総合点数)

第2 選定要領第2第二号の総合点数は、同号イの客観的事項（共通事項）（以下「客観的事項（共通事項）」という。）について算定した点数（以下「経営事項評価（共通）点数」という。）に同号ロの主観的事項（特別事項）（以下「主観的事項（特別事項）」という。）について算定した点数（以下「技術評価（特別）点数」という。）を加えて算定するものとする。

(経営事項評価（共通）点数)

第3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号。以下「改正告示」という。）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。）に基づき建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者の経営事項評価（共通）点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一 選定要領第2第二号イの(イ)に掲げる項目（以下「年間平均完成工事高」という。）

の点数は、年間平均完成工事高に応じ、別表 1 の点数の欄に掲げる点数とする。

二 選定要領第 2 第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、旧告示第一の三に規定する項目について、旧告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた旧告示別表第四及び別表第五の区分に応じて、それぞれ別表 2 及び別表 3 の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表 2 の点数に 0.8 を乗じたもの及び算出された別表 3 の点数に 0.2 を乗じたものを合計した点数をいう。

三 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目の点数は、旧告示第二の一の 2 及び 3、二並びに四、並びに附則の審査の基準により審査して得られた区分又は数値から、それぞれ次のイからハまでに定めるところにより求めた点数とする。

イ 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を 2 で除した点数とする。

(イ) 自己資本額の点数は、旧告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表 4 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ロ) 平均利益額の点数は、旧告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表 5 の点数の欄に掲げる点数とする。

ロ 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値（小数点以下第 3 位を四捨五入した数値）から、次の算式によって算定した点数（小数点以下第 1 位を四捨五入した点数）とする。ただし、当該点数が 0 に満たない場合は 0 点とする。

算 式

$$167.3 \times X + 583$$

X：旧告示第二の二に定めるところにより算出した数値

ハ 選定要領第 2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目（社会性等）の点数は、次の(イ)から(フ)までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数及び若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算 式

$$(イ) \sim (フ) \text{ の点数の合計点数} \times 10 \times 190 / 200$$

(イ) 労働福祉の状況の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算 式

$$Y 1 \times 15 - Y 2 \times 40$$

この式においてY 1 及びY 2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y 1：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の1 の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y 2：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目うち旧告示第一の四の1 の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

(ロ) 営業年数の点数は、旧告示別表第六の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ハ) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、旧告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表7 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ニ) 防災協定締結の有無の点数は、旧告示別表第八の(1)又は(2)の区分に応じ、別表8 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ホ) 法令遵守の状況の点数は、旧告示別表第九の(1)から(3)までの区分に応じ、別表9 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ヘ) 監査の受審状況の点数は、旧告示別表第十の(1)から(4)までの区分に応じ、別表10 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ト) 公認会計士等の点数は、旧告示別表第十一の(1)から(6)までの区分に応じ、別表11 の点数の欄に掲げる点数とする。

(チ) 研究開発の状況の点数は、旧告示別表第十二の(1)から(26)までの区分に応じ、別表12 の点数の欄に掲げる点数とする。

(リ) 建設機械の保有状況の点数は、旧告示別表第十三の(1)から(16)までの区分に応じ、別表13 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ヌ) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数は、旧告示別表第十四の(1)から(4)までの区分に応じ、別表14 の点数の欄に掲げる点数とする。

(ル) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、旧告示別表第十五の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15 の点数の欄に掲げる点数及び旧告示別表第十六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16 の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。

(ヲ) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、旧告示別表第十七の(1)から(11)の区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。

四 経営事項評価(共通)点数は、次の算式によって計算した値(小数点以下第1位を四捨五入した値)とする。

算 式

$$0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

この式においてA、B、C、D及びEは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 第1号の規定による点数

- B 第2号の規定による点数
- C 前号イの規定による点数
- D 前号ロの規定による点数
- E 前号ハの規定による点数

第3の2 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。）に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者の経営事項評価（共通）点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- 一 年間平均完成工事高の点数は、新告示第二の一の1及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第一の区分に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。
- 二 選定要領第2第二号イの(ロ)及び(ハ)に掲げる項目の点数は、希望工事種別に対応する建設工事の種類に係る数値のうち最も大きなものを点数とする。この場合において、建設工事の種類に係る数値とは、新告示第一の三に規定する項目について、新告示第二の三及び附則の審査の基準により審査して得られた新告示別表第四及び別表第五の区分に応じて、それぞれ別表2及び別表3の点数の欄に掲げる点数を算出し、算出された別表2の点数に0.8を乗じたもの及び算出された別表3の点数に0.2を乗じたものを合計した点数をいう。
- 三 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目の点数は、新告示第二の一の2及び3、二並びに四、並びに附則の審査の基準により審査して得られた区分又は数値から、それぞれ次のイからハまでに定めるところにより求めた点数とする。
 - イ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところにより算出した自己資本額の点数及び平均利益額の点数を合計した点数を2で除した点数とする。
 - (イ) 自己資本額の点数は、新告示別表第二の(1)から(47)までの区分に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。
 - (ロ) 平均利益額の点数は、新告示別表第三の(1)から(37)までの区分に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
 - ロ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち経営状況の点数は、新告示第二の二に定めるところにより算出した数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値）から、次の算式によって算定した点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。ただし、当該点数が0に満たない場合は0点とする。

算式

$$167.3 \times X + 583$$

X：新告示第二の二に定めるところにより算出した数値

- ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目（社会性等）の点数は、次の(イ)から(カ)までに定めるところにより算出した建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、

法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数並びに国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。

算 式

(イ)～(カ)の点数の合計点数 $\times 10 \times 175 / 200$

ただし、令和5年8月13日以前の新告示第一の一の2に規定する審査基準日における点数は、次の算式によって計算した点数とする。

(イ)～(カ)の点数の合計点数 $\times 10 \times 190 / 200$

(イ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、新告示第一の四の1の(一)から(六)の点数は、次の算式によって算出した点数とする。

算 式

$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$

この式においてY1及びY2は、それぞれ次の値を表すものとする

Y1：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y2：選定要領第2第二号イの(二)に掲げる項目うち新告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

- (ロ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、新告示別表第六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び新告示別表第七の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。
- (ハ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第八の(1)から(11)までの区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ニ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数は、新告示別表第九の(1)から(5)までの区分に応じ、別表18の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ホ) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況うち、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数は、新告示別表第十の(1)から(3)までの区分に応じ、別表19の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヘ) 営業年数の点数は、新告示別表第十一の(1)から(31)までの区分に応じ、別表6の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ト) 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数は、新告示別表第十二の

- (1) 又は (2) の区分に応じ、別表 7 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (チ) 防災協定締結の有無の点数は、新告示別表第十三の (1) 又は (2) の区分に応じ、別表 8 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (リ) 法令遵守の状況の点数は、新告示別表第十四の (1) から (3) までの区分に応じ、別表 9 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ヌ) 監査の受審状況の点数は、新告示別表第十五の (1) から (4) までの区分に応じ、別表 10 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ル) 公認会計士等の点数は、新告示別表第十六の (1) から (6) までの区分に応じ、別表 11 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (ロ) 研究開発の状況の点数は、新告示別表第十七の (1) から (26) までの区分に応じ、別表 12 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (リ) 建設機械の保有状況の点数は、新告示別表第十八の (1) から (16) までの区分に応じ、別表 13 の点数の欄に掲げる点数とする。
- (カ) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数は、新告示別表第十九の (1) から (8) までの区分に応じ、別表 20 の点数の欄に掲げる点数とする。
- 四 経営事項評価（共通）点数は、次の算式によって計算した値（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とする。

算 式

$$0.25 \times A + 0.25 \times B + 0.15 \times C + 0.20 \times D + 0.15 \times E$$

この式において A、B、C、D 及び E は、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 第 1 号の規定による点数
B 第 2 号の規定による点数
C 前号イの規定による点数
D 前号ロの規定による点数
E 前号ハの規定による点数

（技術評価（特別）点数）

第 4 技術評価（特別）点数は、次の各号に定める点数を合計した点数に対し、別表 21 の換算係数の欄に掲げる数値でべき乗するとともに、別表 22 の換算係数の欄に掲げる数値を乗じた点数（小数点以下は切り上げ。）とする。

- 一 選定要領第 2 第二号ロに規定する主観的事項の審査基準日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの 4 年間に完成した工事（地方整備局（港湾空港関係の「空港等土木工事」、「港湾土木工事」、「港湾等しゅんせつ工事」、「空港等舗装工事」及び「港湾等鋼構造物工事」を除く。以下同じ。）又は官庁営繕部が発注した工事で希望工事種別に属する工事に限る。以下「地整等工事」という。）ごとに、請負工事成績評定要領（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 92 号）第 5、官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成 13 年 3 月 30 日付け国営計第 87 号、国営技第 33 号）第 5 及び請負工事成績評定要領（平成 21 年 3

月31日付け国港技第105号の2) 第4の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。)に、当該工事の技術的難易度係数(請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき付した別表23の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。)、災害対応実績係数(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、当該工事を発注した地方整備局又は官庁営繕部の別、当該工事の請負金額に応じ別表24の「部局係数」の欄に掲げる数値(以下「部局係数」という。)、調整係数(調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。)及び実績工事の区分に応じ別表25の「直近係数」の欄に掲げる数値(以下「直近係数」という。)を乗じた点数を算出し、すべての地整等工事に係る当該点数を合計した点数。ただし、技術提案及び施工能力に係る資料(以下「技術提案等」という。)を受け付けた工事(契約後VE方式によるものを除く。)については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数(技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点)に、当該工事の技術的難易度係数、工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、部局係数、得点率(加算点(評価に応じて与えられる得点をいう。)を加算点の満点で除したもの。ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合は0とする。)に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数を当該工事の点数とする。なお、技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については、さらに0.5を乗じた点数とする。

- 二 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した工事(都道府県が発注した工事のうち官庁営繕部又は地方整備局が所掌する希望工事種別に属する工事に限る。以下「都道府県工事」という。)ごとに、工事成績評点表による評定点合計から都道府県ごとに算出された平均点を控除した点数(負の値となる場合は0点とする。)に工事の請負金額を100万円で除した数値の平方根、調整係数及び直近係数を乗じた点数を算出し、全ての都道府県工事に係る当該点数を合計し、0.5を乗じた点数とする。
- 2 前項第一号の成績評点が負の値になる場合は、技術的難易度係数を逆数にして当該工事の点数を計算する。
- 3 入札を辞退した工事、契約担当官等から入札を無効とされた工事及び入札価格が予定価格を超過した工事については、第1項第一号の規定の適用においては、点数の算出対象としないものとする。

(共同企業体の特例)

- 第5 共同企業体の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）及び次項から第7項までに定めるところによるものとする。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者である場合は、次項から第7項までの規定のうち、第3を第3の2と読み替えるものとする。
- 2 年間平均完成工事高の点数は、構成員ごとに算出した年間平均完成工事高の和に基づいて第3第一号の規定により算出した点数とする。
 - 3 選定要領第2第二号イの（ロ）及び（ハ）に掲げる項目の点数は、構成員ごとに算出した技術職員の和及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の和に基づいて第3第二号の規定によりそれぞれ点数を算出し、技術職員の点数について0.8を乗じたもの及び建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数について0.2を乗じたものを合計した点数とする。
 - 4 選定要領第2第二号イの（ニ）に掲げる項目のうち自己資本額及び平均利益額の点数は、構成員ごとに算出した自己資本額の和及び平均利益額の和に基づいて第3第三号イの規定によりそれぞれ算出した点数を合計した点数を2で除した点数とする。
 - 5 選定要領第2第二号イの（ニ）に掲げる項目のうち経営状況の点数は、構成員ごとに第3第三号ロの規定により算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
 - 6 選定要領第2第二号イの（ニ）に掲げる項目のうち社会性等の点数は、構成員ごとに第3第三号ハの規定により算出した点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。
 - 7 選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数は、構成員ごとに第4の規定により算定した点数の和を全構成員の数で除して得た点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）とする。

（協業組合の特例）

- 第6 協業組合（選定要領第5第2項第六号に規定する協業組合をいう。以下同じ。）の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、建設業における協業組合の取扱いについて（昭和53年10月31日付け建設省計振発第70号）並びに次項及び第3項に定めるところによるものとする。
- 2 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合であって前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があつたもの（以下「新規組合員加入組合」という。）については、選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数の算定に当たり、新規加入の組合員の完成工事を新規組合員加入組合の完成工事とみなすものとする。
 - 3 その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合であって主観的事項の審査基準日の前日までの4年間において工事を完成した組合員があるものについては、選定要領第2第二号ロに掲げる項目の点数は、組合及び当該組合員ごとに第4の規定により算定した点数の和を当該組合員の数に1

を加えた数（組合に主観的事項の審査基準日の前日までの４年間に完成した工事が
ないときは、当該組合員の数）で除して得た点数（小数点以下第１位を四捨五入し
た点数）とする。

（企業組合の特例）

第７ 企業組合（選定要領第５第２項第六号に規定する企業組合をいう。）の経営事項
評価点数及び技術評価点数は、協業組合の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定
方法に準じて算定するものとする。

附 則

（施行期日）

第１条 この要領は、平成３１年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理につ
いて適用する。

（「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いにつ
いて」の一部改正）

第２条 「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱
いについて」（平成６年１月３１日付け建設省営管第５６号）の一部を次のように改
正する。

５（１）中「選定要領第２第二号別記一般競争参加資格を定める場合の総合点
数算定基準」を「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定
要領」に改める。

（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」の一部改正）

第３条 「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和５０年１２
月４日付け建設省営管第４５９号）の一部を次のとおり改正する。

第３四中「一般競争参加資格を定める場合の総合点数算定基準（以下「算定基
準」という。）第２第三号ロ」を「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の
総合点数の算定要領（以下「算定要領」という。）第３第三号ロ」に改める。

第３五中「算定基準第２第三号ハ」を「算定要領第３第三号ハ」に改める。

（「合併等により新たに設立された会社等の資格審査の取扱いについて」の一部改正）

第４条 「合併等により新たに設立された会社等の資格審査の取扱いについて」（昭和４３
年２月９日付け建設省営管発第５８号）の一部を次のとおり改正する。

２（１）中「官庁営繕部工事請負業者選定要領（昭和４２年７月１日建設省営管
第８４５号。以下「選定要領」という。）別記一般競争参加資格を定める場合の総合
点数算定基準（以下「算定基準」という。）第３」を「官庁営繕部工事請負業者の
資格を定める場合の総合点数の算定要領（以下「算定要領」という。）第４」に改
める。

2（2）中「算定基準第3」を「算定要領第4」に改める。

3中「選定要領第7第1項第二号」を「官庁営繕部工事請負業者選定要領（昭和42年7月1日建設省営管第845号。以下「選定要領」という。）第7第1項第二号」に、「算定基準第2及び第3」を「算定要領第3及び第4」に改める。

（「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」の一部改正）

第5条 「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成14年9月4日付け国営管第159号、国営計第69号）の一部を次のとおり改正する。

1（1）中「別記 一般競争参加資格を定める場合の総合点数算定基準（以下「算定基準」という。）」を「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（以下「算定要領」という。）」に改める。

1（4）中「算定基準第3」を「算定要領第4」に改める。

1（5）中「算定基準第2及び第3」を「算定要領第3及び第4」に改める。

（「持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」の一部改正）

第6条 「持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成14年9月4日付け国営管第161号、国営計第66号）の一部を次のとおり改正する。

1. 中「「別記 一般競争参加資格を定める場合の総合点数算定基準（以下「算定基準」という。）」を「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（以下「算定要領」という。）」に改める。

5. 中「算定基準第2及び第3」を「算定要領第3及び第4」に改める。

（「官庁営繕部直轄工事における共同企業体及び協業組合の点数調整の取扱いについて」の一部改正）

第7条 「官庁営繕部直轄工事における共同企業体及び協業組合の点数調整の取扱いについて」（平成18年10月5日付け国営管第215－3号、国営計第90－3号）の一部を次のとおり改正する。

1中「「別記 一般競争参加資格を定める場合の総合点数算定基準」第4」を「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（以下「算定要領」という。）第5」に改める。

2中「算定基準第5」を「算定要領第6」に改める。

（「官庁営繕部直轄工事共同企業体の取扱いについて」の一部改正）

第8条 「官庁営繕部直轄工事共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け建設省営管第305号）の一部を次のとおり改正する。

第1 3（2）中「選定要領第2第2号に規定する「別記一般競争参加資格を

定める場合の総合点数算定基準」第4によるものとする。ただし、同基準第4第1項に規定する」を「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」第5によるものとする。ただし、同要領第5第1項に規定する」に改める。

（「大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについて」の一部改正）

第9条 「大手企業連携型建設共同企業体の取扱いについて」（平成14年7月31日付け国営管第142号、国営計第60号）の一部を次のとおり改正する。

3.（1）中「別記 一般競争参加資格を定める場合の総合点数算定基準」を「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」に改める。

（「官庁営繕部所掌の工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改正）

第10条 「官庁営繕部所掌の工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国営管第142号）の一部を次のとおり改正する。

3（1）②中「選定要領別記一般競争参加資格を定める場合の総合点数算定基準」を「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」に改める。

附 則（令和4年12月2日付け国営管第385号）

この通知による改正後の官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、令和5年1月1日以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。

附 則（令和7年2月26日付け国営管第493号）

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の工事請負業者の資格を定める算定要領に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、官庁営繕部の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

別表 1

区 分	年間平均完成工事高		点数
(1)	1,000億円以上		2,309
(2)	800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満		$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 2

区分	技術職員数値		点 数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)		5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 3

区分	年間平均元請完成工事高	点 数
(1)	1, 000億円以上	2,865
(2)	800億円以上 1, 000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5, 000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5, 000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5, 000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2, 000万円以上 1億5, 000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2, 000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8, 000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6, 000万円以上 8, 000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5, 000万円以上 6, 000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4, 000万円以上 5, 000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3, 000万円以上 4, 000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2, 500万円以上 3, 000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2, 000万円以上 2, 500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1, 500万円以上 2, 000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1, 200万円以上 1, 500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1, 000万円以上 1, 200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1, 000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 4

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数
(1)	3, 000億円以上		2114
(2)	2, 500億円以上	3, 000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2, 000億円以上	2, 500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1, 500億円以上	2, 000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1, 200億円以上	1, 500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1, 000億円以上	1, 200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1, 000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5, 000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億円以上	2億5, 000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5, 000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2, 000万円以上	1億5, 000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億円以上	1億2, 000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8, 000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6, 000万円以上	8, 000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5, 000万円以上	6, 000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4, 000万円以上	5, 000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3, 000万円以上	4, 000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2, 500万円以上	3, 000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2, 000万円以上	2, 500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1, 500万円以上	2, 000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1, 200万円以上	1, 500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1, 000万円以上	1, 200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	1, 000万円未満		$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 5

区分	平均利益額		点 数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)		1,000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 6

区分	営業年数	点 数
(1)	35年以上	60
(2)	34年	58
(3)	33年	56
(4)	32年	54
(5)	31年	52
(6)	30年	50
(7)	29年	48
(8)	28年	46
(9)	27年	44
(10)	26年	42
(11)	25年	40
(12)	24年	38
(13)	23年	36
(14)	22年	34
(15)	21年	32
(16)	20年	30
(17)	19年	28
(18)	18年	26
(19)	17年	24
(20)	16年	22
(21)	15年	20
(22)	14年	18
(23)	13年	16
(24)	12年	14
(25)	11年	12
(26)	10年	10
(27)	9年	8
(28)	8年	6
(29)	7年	4
(30)	6年	2
(31)	5年以下	0

別表 7

区分	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点 数
(1)	無	0
(2)	有	-60

別表 8

区分	防災協定締結の有無	点 数
(1)	有	20
(2)	無	0

別表 9

区分	法令遵守の状況	点 数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

別表 10

区分	監査の受審状況	点 数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注) 区分(3)の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の5の(二)のイに規定する公認会計士等(登録経理試験1級合格者含む)である。

別表 11

項 目 区 分 年 間 平 均 完 成 工 事 高 点 数	公 認 会 計 士 等 数 値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0

別表12

区分	平均研究開発費の額		点 数
(1)	100億円以上		25
(2)	75億円以上	100億円未満	24
(3)	50億円以上	75億円未満	23
(4)	30億円以上	50億円未満	22
(5)	20億円以上	30億円未満	21
(6)	19億円以上	20億円未満	20
(7)	18億円以上	19億円未満	19
(8)	17億円以上	18億円未満	18
(9)	16億円以上	17億円未満	17
(10)	15億円以上	16億円未満	16
(11)	14億円以上	15億円未満	15
(12)	13億円以上	14億円未満	14
(13)	12億円以上	13億円未満	13
(14)	11億円以上	12億円未満	12
(15)	10億円以上	11億円未満	11
(16)	9億円以上	10億円未満	10
(17)	8億円以上	9億円未満	9
(18)	7億円以上	8億円未満	8
(19)	6億円以上	7億円未満	7
(20)	5億円以上	6億円未満	6
(21)	4億円以上	5億円未満	5
(22)	3億円以上	4億円未満	4
(23)	2億円以上	3億円未満	3
(24)	1億円以上	2億円未満	2
(25)	5, 000万円以上	1億円未満	1
(26)	5, 000万円未満		0

別表13

区分	建設機械の所有及びリース台数	点 数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	15
(3)	13台	14
(4)	12台	14
(5)	11台	13
(6)	10台	13
(7)	9台	12
(8)	8台	12
(9)	7台	11
(10)	6台	10
(11)	5台	9
(12)	4台	8
(13)	3台	7
(14)	2台	6
(15)	1台	5
(16)	0台	0

別表14

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点 数
(1)	第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	第9001号の登録	5
(3)	第14001号の登録	5
(4)	無	0

別表15

区分	若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
(1)	15%以上	1
(2)	15%未満	0

別表16

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	1%以上	1
(2)	1%未満	0

別表 17

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取り組みの状況	点数
(1)	10	10
(2)	9 以上 10未満	9
(3)	8 以上 9 未満	8
(4)	7 以上 8 未満	7
(5)	6 以上 7 未満	6
(6)	5 以上 6 未満	5
(7)	4 以上 5 未満	4
(8)	3 以上 4 未満	3
(9)	2 以上 3 未満	2
(10)	1 以上 2 未満	1
(11)	1 未満	0

別表 18

区分	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	点 数
(1)	プラチナえるぼし認定を取得	5
	プラチナくるみん認定を取得	
(2)	区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	4
	区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得	
(3)	区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	3
	区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
	区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
(4)	区分(1)、(2)及び(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	2
(5)	取得無	0

別表 19

区分	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点 数
(1)	全ての建設工事で実施	15
(2)	全ての公共工事で実施	10
(3)	該当せず	0

別表 20

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点 数
(1)	エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
(5)	国際標準化機構第9001号の登録	5
(6)	国際標準化機構第14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	該当無	0

別表21

工事種別	換算係数
一般土木	0.11032
造園	0.08497
建築	0.13278
電気設備	0.12322
暖冷房衛生設備	0.1116
上記以外の工種区分	0.10812

別表22

工事種別	換算係数
一般土木	555.32
造園	628.32
建築	608.16
電気設備	627.43
暖冷房衛生設備	673.58
上記以外の工種区分	582.66

別表23

技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
技術的難易度係数	1.0	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0

別表24

	工事請負金額	部局係数
官庁営繕部が発注した工事	全工事	1.0
他の地方支分部局が発注した工事	2億円以上	1.0
	2億円未満	0.5

別表25

実績工事	直近係数
直近2年以内の完成工事	2.0
直近2年超4年以内の完成工事	1.0